



内閣府

公益信託ワークショップ 第三回



内閣府公益信託イメージキャラクター
「こうえきしんたくん」

令和7年10月6日
内閣府公益法人行政担当室

実施の目的

ガイドライン等の作成にあたっての**具体的な事業モデルやニーズの把握**、制度利用促進に向けた**横展開可能なモデル事例の創発**を主な目的とする

プログラム案

No	日付	プログラム内容	発表者
1	9/3(水) 14時～16時半	・ 団体活動紹介、公益信託への期待（団） ・ 公益信託の制度／ガイドライン説明（内）	各団体 内閣府
2	9/19(金) 13時～15時半	・ 事業案検討内容の発表（団） ・ 発表に対する討議、有識者コメント（内）	各団体 内閣府、有識者
3	10/6(月) 15時半～18時	・ 信託契約書(要綱)、事業計画書検討結果（団） ・ ワークショップを通じた制度への提言（団）	各団体 内閣府、有識者

※3回目終了後、1時間ほどの軽い懇親会を計画しております。御予定合う方は御参加お願いします。



目次

1. はじめに	P 2
2. 団体発表	P 7
3. 検討に対する提案・助言（有識者）	P 14
4. 内閣府からの	P 25
5. 終わりの挨拶	P 31

参加者の御紹介

公益信託制度の施行準備に関する研究会

参与 岡本仁宏様（関西学院大学名誉教授）

内閣府公益認定等委員会

常勤委員 湯浅 信好

常勤委員 黒田かをり

※ほかりモートにて施行準備研究会参与、内閣府職員が10名前後参加しております

第三回 タイムテーブル

公益信託ワークショップ 第三回タイムテーブル

Time		Agenda	Speaker
15:30	(5分)	はじめに	内閣府
15:35	(90分)	事業案（更新版）発表※ ・ 団体発表 10分/団体×6団体 60分 ・ 会場質疑 15分×2回	参加団体
17:05	(45分)	WS検討に対する提案・助言（有識者） 今後の制度活用促進に向けた論点整理（内閣府） 全体討議	有識者 内閣府
17:50	(10分)	終わりに	内閣府 高角

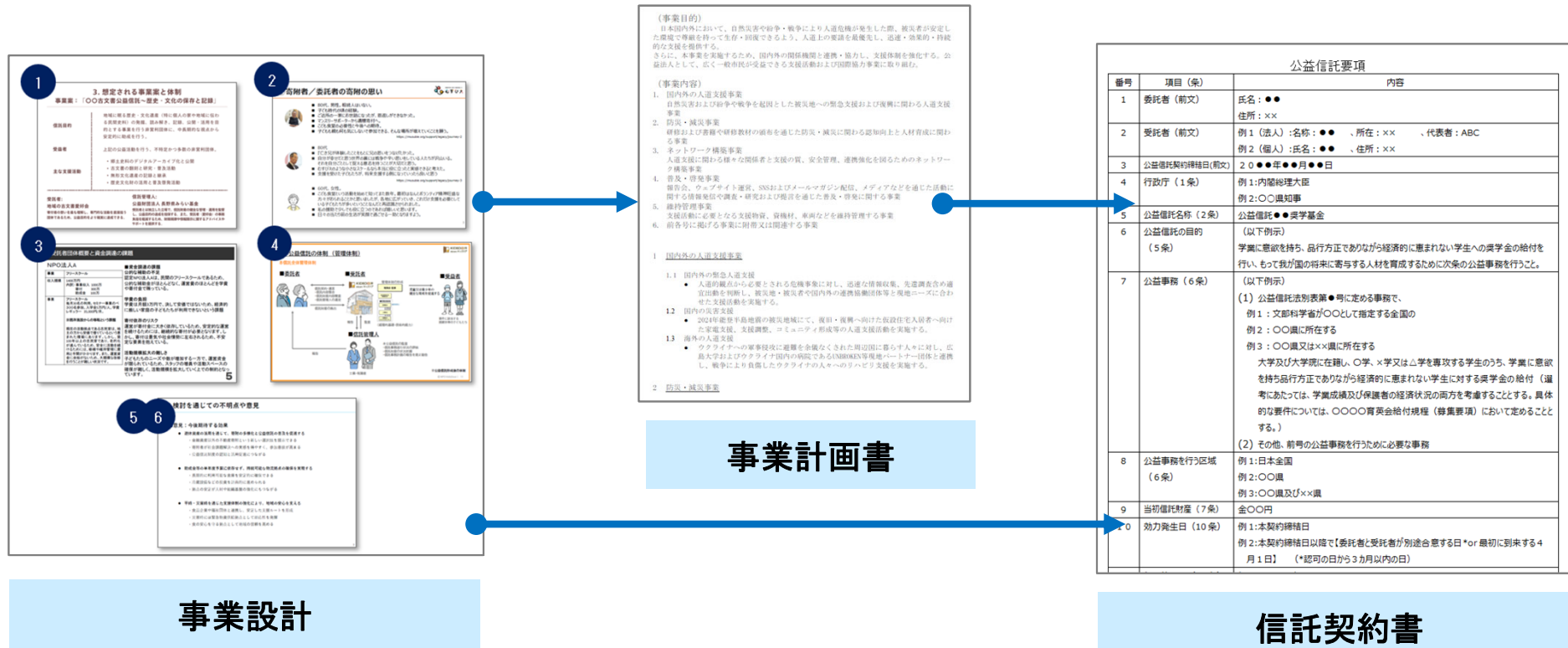
※ほかの地域団体や寄附者に制度の参考事業を紹介することを想定した事業案の整理

2. 団体発表

実際の公益信託組成においても、事業案検討から事業計画書、契約書作成という流れで事業内容が詳細化されていくものと想定しております

抽象

具体



報告書内容を施行準備研究会や外部講演会などにおいて参考ケースとして紹介していきたいと考えています。大きく内容を変える必要はありませんが、**第二回で課題として出ていた点に対しては対応策含めた検討と更新**をお願いします。

報告書アジェンダ内容

1. 事業概要サマリ
2. 寄附者および寄附財産情報
3. 受託者および信託管理人
(能力や役割)
4. 事業体制図と公益事務内容
5. 公益信託を使う理由や
地域・領域にもたらす価値
6. 今後の検討に求めること
(ガイドラインや広報、外部連携への提言・要望など)

1

3. 想定される事業案と体制

事業案：「〇〇古文書公益信託～歴史・文化の保存と記録」

信託目的	地域に眠る歴史・文化遺産（特に個人の家や地域に伝わる民間史料）の発掘、読み解き、記録、公開・活用を目的とする事業を行う非営利団体、中長期的な視点から安定的に助成を行う。
受益者	上記の公益活動を行う、不特定かつ多数の非営利団体。
主な支援活動	- 郷土史料のデジタルアーカイブ化と公開 - 古文書の翻刻と研究・普及活動 - 無形文化遺産の記録と継承 - 歴史文化財の活用と普及啓発活動

受託者：地域の古文書愛好会
寄附者の思いをもっと理解し、専門的な活動を直接行う団体であるため、公益目的をより確実に達成できる。

信託管理人：公益財団法人 長野県みらい基金
受託者と独立した立場で、信託財産の健全な管理・運用を監督し、公益目的の達成を担保する。また、受託者（愛好会）の事務負担を軽減するため、財務開示や情報開示に関するアドバイスやサポートを提供する。

2

寄附者／委託者の寄附の思い

■ 80代、男性、相続人はいない。
子ども時代の頃の経験。
■ 近所の一家にお世話になったが、恩返しできなかった。
■ マスリーサボーターから遺贈寄付。
■ 子ども食堂の必要性と今後の期待
■ 子どもも親も何もしないで参加できる、そんな場所が増えたいと思う。
<https://musubie.org/support/legacy/journey-2>

■ 80代
■ 『亡き兄が体験したことをもとに兄の思いをつなげたい。』
■ 自分が幸せだと思う世界の裏には戦争や辛い思いをしている人たちが沢山いる。
■ それを自分ごととして捉える意識を持つことが大切と思う。
■ むすびえのような小さなスクールなら本当に役に立つと実感できると考えた。
■ 支援を受けた子どもたちが、将来支援する側になっていたら良いと思う。
<https://musubie.org/support/legacy/journey-3>

■ 60代、女性。
■ 子ども食堂という活動を始めて知ってまた数年。最初はなんとボランティア精神旺盛な方々がおられることかと思いましたが、各地に広がっていき、これだけ支援を必要としている子どもが多いということだと再認識させられました。
■ 私の援助が少しでも役に立つのであれば嬉しいと思います。
■ 日々の当たり前の生活が笑顔で過ごせる一助となりますように。

3

委託者団体概要と資金調達の課題

NPO法人A

事業	フリースクール
収入規模	1400万円 内訳：事業収入 1000万 寄付 300万 助成金 100万
事業	フリースクール 毎月30名の利用、セミナー事業のべ300名参加、入学金5万円/人、学費レギュラー 35,000円/月。 ※既存施設からの移転という課題 現在の活動拠点は古い民家は、地主の方から安価で借りているという恵まれた環境にあります。しかし、築100年以上の古民家であり、劣化が進んでいるため、安全に活動を持続するためには、移転や維持管理に費用と手間がかかります。また、運営資金に余裕がないため、大規模な改修を行うことが難しい状況です。

■ 資金調達の課題
公的な補助の不足
認定NPO法人Aは、民間のフリースクールであるため、公的な補助金がほとんどなく、運営費のほとんどを学費や寄付金で賄っている。

学費の負担
学費は月額3万円で、決して安価ではないため、経済的に厳しい家庭の子どもたちが利用できないという課題

寄付依存のリスク
運営が寄付金に大きく依存しているため、安定的な運営を続けるためには、継続的な寄付が必要となります。しかし、寄付は景気や社会情勢に左右されるため、不安定な要素を抱えている。

活動規模拡大の難しさ
子どもたちのニーズや数が増加する一方で、運営資金に限られているため、スタッフの増員や活動スペースの確保が難しく、活動規模を拡大していくことの制約となっています。

4

公益信託の体制（管理体制）

本信託全体管理体制

■ 委託者
信託契約・運営
信託財産の管理
信託財産の運用
信託財産の支出

■ 受託者
KIDSOIR
管理・監督
信託財産の管理
信託財産の運用
信託財産の支出

■ 信託管理人
本公益信託の設置
信託財産の管理・監督
信託財産の運用
信託財産の支出

■ 受益者
児童又は青少年の健全な育成を促進する
信託に活用する
信託財産の運用

土壌・有識者

5 6

検討を通じての不明点や意見

意見：今後期待する効果

- 遺体資産の活用を通じて、寄附の多様化と公益信託の普及を促進する
 - 金融資産以外の不動産寄附という新しい選択肢を提示できる
 - 寄附者が社会課題解決への実感を増やす、参加意欲が高まる
 - 公益信託制度の認知と活用促進につながる
- 助成金等の単年度予算に依存せず、持続可能な物流拠点の確保を実現する
 - 長期的に利用可能な倉庫を安定的に確保できる
 - 冷蔵設備などの投資を計画的に進められる
 - 拠点の安定が人材や組織基盤の強化につながる
- 平時・災害時を通じた支援体制の強化により、地域の安心を支える
 - 食品企業や福祉団体と連携し、安定した支援ルートを形成
 - 災害時には緊急物資供給拠点として応応性を発揮
 - 食の安心を守る拠点として地域の信頼を高める

8

本事業の成果物として、信託契約書（要綱※）と事業計画書の作成をお願いします
※契約書の条文すべてを記載するわけではなく、条文で引用する要点を整理する

信託契約書（要綱）

「特定資産公益信託」の様式を参考に、事業案をもとに契約で定めるべき事項を具体化して記載してください。

番号	項目	内容
1	委託者	氏名：●● 住所：××
2	受託者	所在：×× 名称：●● 代表者：ABC
3	公益信託契約締結日	20●●年●●月●●日
4	行政庁	例1：内閣総理大臣 例2：〇〇県知事
5	公益信託の名称	公益信託●●奨学基金
6	公益信託の目的	(以下例示) 学生への奨学金の給付を 条の公益事務を行うこと。
7	公益事務	信託契約書（要綱） イメージ 例3：〇〇県又は××県に所在する 大学及び大学院に在籍し、〇学、×学又は△学を専攻する学生のうち、学業に意欲 を持ち品行方正でありながら経済的に恵まれない学生に対する奨学金の給付（選 考にあたっては、学業成績及び保護者の経済状況の両方を考慮することとする。具体 的な要件については、〇〇〇〇育英会給付規程（募集要項）において定めることと する。） (2) その他、前号の公益事務を行うために必要な事務
8	公益事務を行う区域	例1：日本全国、例2：〇〇県、例3：〇〇県及び××県
9	当初の信託財産	金〇〇円
10	信託財産の交付日	第10条第1項に定める公益信託の効力発生の日以降委託者と受託者が別途合意す

(分量：Word 3枚程度)

事業計画書

公益信託様式は年末までにかけて検討中のため、暫定的に公益法人の事業計画書内容を参考に作成ください

(事業目的) 日本国内外において、自然災害や紛争・戦争により人道危機が発生した際、被災者が安定した環境で尊厳を持って生存・回復できるよう、人道上の要請を最優先し、迅速・効果的・持続的な支援を提供する。 さらに、本事業を実施するため、国内外の関係機関と連携・協力し、支援体制を強化する。公益法人として、広く一般市民が受益できる支援活動および国際協力事業に取り組む。
(事業内容) 1. 国内外の人道支援事業 自然災害および紛争や戦争を起因とした被災地への緊急支援および復興に関わる人道支援事業 2. 防災・減災事業 研修および書籍や研修教材の頒布を通じた防災・減災に関する認知向上と人材育成に関わる事業 3. ネットワーク構築事業 人道支援ネットワークの構築 4. 普及・啓発 報告会、イベント等に関する情報提供 5. 維持管理 支援活動の継続 6. 前各号に
事業計画書 イメージ
1. 国内外の人道支援事業 1.1 国内外の緊急人道支援 人道危機発生から必要とされる危機事態に対し、迅速な情報収集、先遣調査を含め適宜出動を判断し、被災地・被災者や国内外の連携協働団体等と現地ニーズに合わせた支援活動を実施する。 1.2 国内の災害支援 2024年能登半島地震の被災地域にて、復旧・復興に向けた仮設住宅入居者へ向けた家電支援、支援調整、コミュニティ形成等の人道支援活動を実施する。 1.3 海外の人道支援 ウクライナへの軍事侵襲に避難を余儀なくされた周辺国に暮らす人々に対し、広島大学およびウクライナ国内の病院であるUNBROKEN等現地パートナー団体と連携し、戦争により負傷したウクライナの人々へのリハビリ支援を実施する。 2. 防災・減災事業

(分量：Word 3枚程度)

- 事業案でも詳細決めていない点に関しては、「想定・仮定」で記載いただいて大丈夫です
- 事業案が様式にそぐわない、項目が不足している場合には、欄外でその旨を明記ください

2. 団体発表 前半（1団体 10分）

1. 全国子ども食堂支援センターむすびえ
2. ちくご川コミュニティ財団
3. 長野県みらい基金

別紙参照

2. 団体発表 後半（1団体 10分）

4. キッズドア

5. 全国フードバンク推進協議会

6. 泉北のまちと暮らしを考える財団

別紙参照

3. 検討に対する提案・助言



内閣府

公益信託制度が広く活用される ためには？



令和7年10月6日
鈴木 均

内閣府公益信託イメージキャラクター
「こうえきしんたくん」

(注)本資料のコンテンツは、執筆者の個人的
見解であり、所属組織の公式な見解ではない
ことを申し添える

公益信託制度が広く活用されるためには？



- 「新公益信託制度」と「休眠預金等活用制度」は、日本の民間公益活動の持続的な発展を支える両輪としてのポテンシャルが高い
- シナジーを創出する活動が期待される



- 課題と提案：
 1. 制度に関する「**認知度向上**」
 2. 地域・分野の「**旗振り役**（公益信託制度推進コーディネーター）」の配置（特に社会課題解決の担い手と資金が不足する地方での制度活用を期待）
 3. その他：ボランティア・寄付文化の醸成、分かりやすいガイドライン作り等

1. 制度に関する「認知度向上」



①「委託者」候補の掘り起こし

・ 比較的裕福なシニア層をターゲットに周知、訴求を図る

＊参考：

- ・60歳以上、3000万円以上の資産をもつ層が25%、社会貢献に関心あるシニア層が約4割（消費者庁令和4年度消費者意識基本調査）
- ・遺贈・寄付への関心層（意向＋興味あり）が23%、おひとり様世帯は3割が遺贈寄付に興味あり（日本財団遺贈寄付サポートセンター・日本承継寄付協会調査）

・ 連携パートナー候補への周知と協力依頼（上記ターゲット層へのプロモーション）

- 金融庁、金融機関（全銀協、信託協会、地銀協会、信金協会、全国労働金庫協会などとの連携）
- 士業関係者（司法書士、税理士などの協会、法人など）
- ソーシャルセクター関係（地域、分野の中核的中間支援組織、休眠預金活用団体、公益法人協会など）

・ シニア層にはTV、新聞媒体は有効な広報ツール（具体的な事業モデル例も）

1. 制度に関する「認知度向上」

② 「受託者」と「信託管理人」の候補の掘り起こしとプロモーション

・ ソーシャルセクター

- ・ 休眠預金活用の資金分配団体など(JANPIAとの連携によるプロモーション):ガバナンス・コンプライアンス体制、資金管理力、事業形成力、ネットワーク力などを備える(公益財団法人、コミュニティ財団、NPO中間支援組織、全国ネットワーク組織など)
- ・ 公益法人協会、全国コミュニティ財団協会、全国規模のネットワーク団体などとの連携によるプロモーション

・ 金融機関(特に地方の金融機関)

・ 士業関係者(司法書士、税理士などの協会、法人など)

・ 自治体、中央共募、県社協、市町村社協、公益法人協会、制度研究会から派生した普及団体などと連携したプロモーション

内閣府への期待:

- ・ 新制度の活用可能性等について、自治体、金融機関、士業関係者、ソーシャルセクターなど、網羅的に広く周知のプロモーションを。
- ・ プロモーションには、制度活用のイメージを掴みやすくするために、具体的なモデル事例を訴求。



2. 地域・分野の「旗振り役(公益信託制度推進コーディネーター)」の配置

- 「公益信託事業推進コーディネーター(仮称)」は、休眠預金資金分配団体のプログラムオフィサー(PO)、地域おこし協力隊のような人材
- 公益信託制度は、座組作り、案件形成が成功へのカギ
 - 委託者の共感と信任を得、また金融機関、企業、自治体、士業、NPO、社会起業家、アカデミアなど、マルチ・ステークホルダーを巻き込んだ座組つくりと案件形成などを推進する旗振り役が必要
- 自治体等との連携、自治体に配置
 - 民間の創意工夫を活かした地域課題の解決に意欲的な自治体は良いターゲット
 - 人件費、活動費は地域おこし協力隊形式で政府➡自治体で負担
- ソーシャルセクターの重要課題である若手人材確保にも貢献



2. 地域・分野の「旗振り役(公益信託制度推進コーディネーター)」の配置

●「公益信託制度推進コーディネーター」の主な役割

・プロモーター役

- 地域での制度の認知度向上に向けたプロモーション活動(広報広告塔)
- 寄付者、受託者、信託管理者の掘り起こし など

・コーディネーター役

- 地域のステークホルダー(コミュニティ財団、NPO中間支援組織、公益財団法人、ソーシャルベンチャー、金融機関、土業、アカデミアなど)の巻き込み、連携の推進
- ガバナンス・コンプライアンス面(公益性・公正性・透明性等、インパクト評価による成果の可視化等)に係る普及と設計支援など

・キャタリスト役

- 地域のソーシャルセクター中核的団体等に対し、多様なステークホルダーとの連携、案件形成、事業設計を支援し、公益信託でソーシャルセクターの変革の推進

(例):汎用性の高さを訴求するシンプルな社会貢献(公益)事業、一般寄付との組み合わせで公益信託事業の実効性と持続性を確保する事業、イノベティブなチャレンジングな事業(マザー・ファンド型事業、休眠預金活用事業の出口戦略としての地域ファンド組成、ブレンドファイナンスでのインパクト投資など)

(参考)海外先進国では、類似のコーディネーション専門家が存在

- 英国:Legacy Advisor制度—遺贈寄付専門家が寄付者と団体を仲介(多くはチャリティ財団に帰属)
- 米国:Community Foundation Officers—コミュニティ財団等の地域財団職員が信託設計と運営を支援(休眠預金等活用制度のPOに近い)





● ボランティア・寄附文化の醸成

- 社会人、企業人へのボランティア・寄付活動のプロモーション
- 教育分野での共助社会作りに向けた実践的な学習など

● 誰にもわかりやすいガイドライン

- なぜ一般的な遺贈寄付ではなく、公益信託制度にするのか、そのメリットを明らかに
- ソーシャルセクター関係者にも理解しやすいガイドライン; AI活用(法律面、公益信託関係の専門家によるレビューは必須)、分かりやすいQ&A など

以上です

公益信託制度が広く活用されるためには？



日本ファンドレイジング協会 事務局長
小川 愛

「公益信託制度が広く活用されるためには？」

関係する者が「公益信託」について知り、理解していくこと

- ・ 受託者となりうる組織・団体（非営利組織だけでなく、企業、ソーシャルスタートアップといった組織も）や、土業、不動産業社といった関係者
- ・ その中で担当となりうる役割の方（含 ファンドレイザー）

寄付者、委託者の思いに寄り添える相談者の存在

- ・ 思いはあっても、手段、方法については不案内な寄付者・委託者は多
- ・ 財産管理の観点と、社会課題解決の観点での専門知識をもって
- ・ 高い倫理観が必要

関係者がつながる、学びあう

- ・ 組織に戻ると皆、一人担当者、孤独となるケースが多い。
- ・ 他団体は「競合他社」ではなく、社会課題解決に向けての共助の資金、民間資金の流れを作る「仲間」



「公益信託制度が広く活用されるためには？」

制度活用経験知の蓄積と共有

FAQサイト or FAQデータベース

- 今回のWSでの質問、議論は理解を深めるための重要なポイント
- 蓄積し、成長させていくことが必要

関係者の理解が進むような並列比較表の提示

- 公益信託の制度活用が向くケース、遺贈寄付や基金の創設等其他の方法が向くケースの理解促進のために。
- 公益信託ありきの議論でなく。

ピアラーニングの機会の場の創出

- 関係者の連携、学びの共有
- ケースをモデル化して共有。



- 使いやすい制度への改革
- 公益制度活用により生まれた社会変化の可視化
- 倫理観
- コミュニティづくり
- 広報では、情報の伝達だけでなく、「デザインの力」を

4. 内閣府からの論点整理（検討中）

WSを通じた検討のガイドライン反映

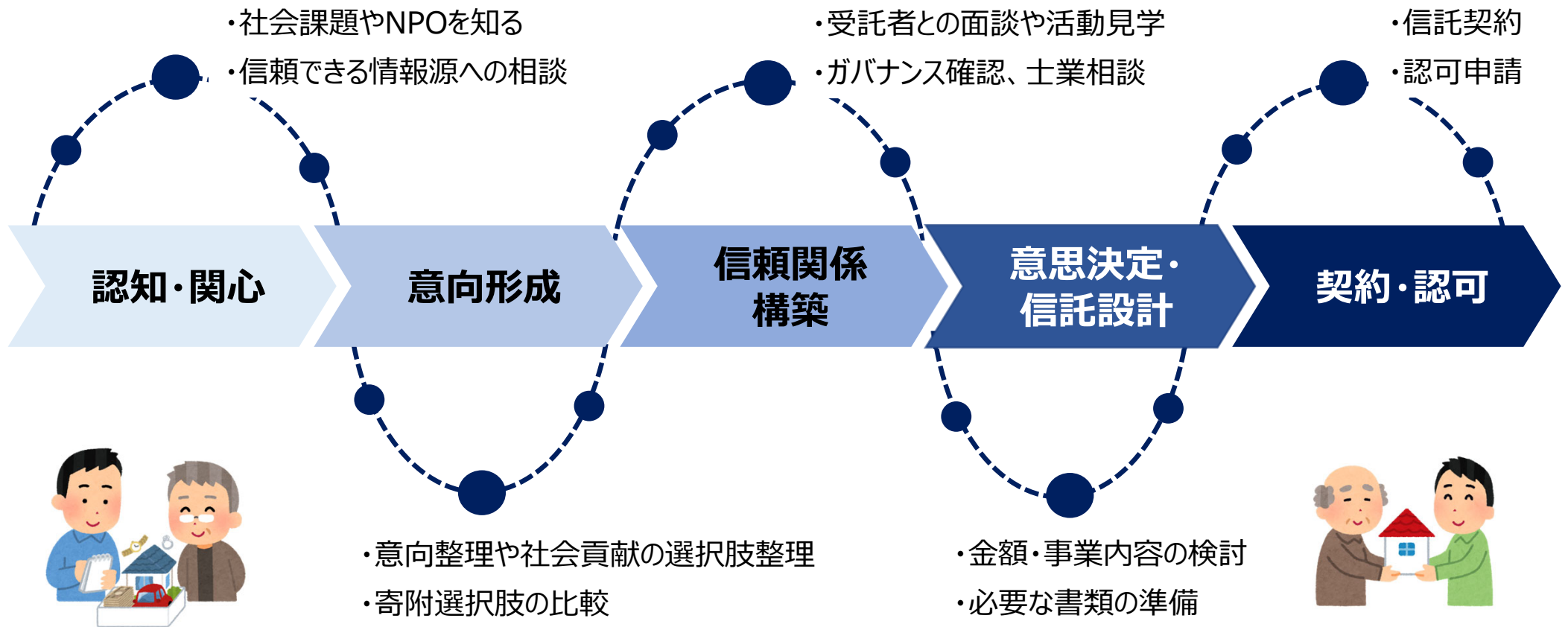
これまでのWSでの討議やご意見をもとに、任意団体や信託設計コストの管理費参入などをガイドライン検討に取り込むことを検討しています。

4. ワークショップを踏まえてガイドラインへ反映した内容		
項目	ワークショップにおける意見等	対応方針
第3章 【公益信託の引受事務に係る信託報酬】	○公益信託の設立手続き等に係る費用を信託報酬として得ることができるようにしてほしい	○公益信託信託報酬については、引受時の公益信託事務（信託行為の作成、公益信託の認可申請当に係る専門家への相談）に係る信託報酬を受領することが可能な旨を明示した。 ○公益信託設定時の信託報酬については、「創業費、開業費」的な性格を有する費用である旨を明示した。
第3章 【公益信託事務の遂行能力】	○「不動産」を信託財案とする場合に、資金の手当てが難しい。	○信託行為の内容、事業計画書及び収支予算書の内容等を踏まえて、公益信託の存続期間において、公益信託事務が現実的かつ適切に処理される見込みであることに、以下のような観点から確認する。 10月14日開催 第9回施行準備研究会資料 (校正中) ないか。 できるか。 端な過不足がなく、明 信託財産に「不動産」が 管理費、修繕費等）を 見積りの根拠（利用者 数や単価など）が不合理なものになっていないか。
第3章 【信託管理人の選任】	○地域や特定分野の中間支援組織が関与して信託管理人を選任することで、地域や分野の公益信託の活用に寄与できる。	○委託者が自然人である場合等で、公益信託の存続期間が長期に渡る場合には、次期信託管理人の選定手続としては、例えば、 ・（前）信託管理人と委託者の協議によって（予め）定める者 ・弁護士、〇〇士、〇〇士や公益法人のうちから、合議制の機関の同意を得て定める者 ・ <u>信頼できる第三者機関が推薦する者</u> （下線部の追加） といった仕組みが考えられる。

WS検討を通じた活動の論点

これまでのWS討議を通じて、認可基準や申請手続きのみでなく、寄附者の視点で公益信託にたどり着く寄附検討から信託契約までをフォローすることが必要と理解しました

公益信託のドナージャーニー



課題

意向 形成

- ・ 地方金融機関との関係性構築、制度認知の向上
- ・ 弁護士・会計士向けの制度認知の向上、業界団体によるサポート等
- ・ 遺贈寄付や指定寄附とのすみわけの整理、信託メリットの理解
- ・ 休眠事業との連動

▶ (内)(民) 内閣府・民間双方で取り組みを進める

信頼関係 構築

- ・ 信託管理人の選任プロセス（担い手、業務内容、報酬の妥当性）
▶ (内) ガイドラインでの取り込み（中間支援組織からの推薦）
好事例の積極的な発信など

- ・ NPOを中心とする受託者候補団体への制度認知の向上
- ・ 委託者／受託者／信託管理人のマッチング
- ・ 中間支援団体やコミュニティ財団による設立サポート

▶ (民) 民間中心での取り組みが期待される
内閣府も必要なサポートを継続的に実施していく

論点

意思決定・ 信託設計

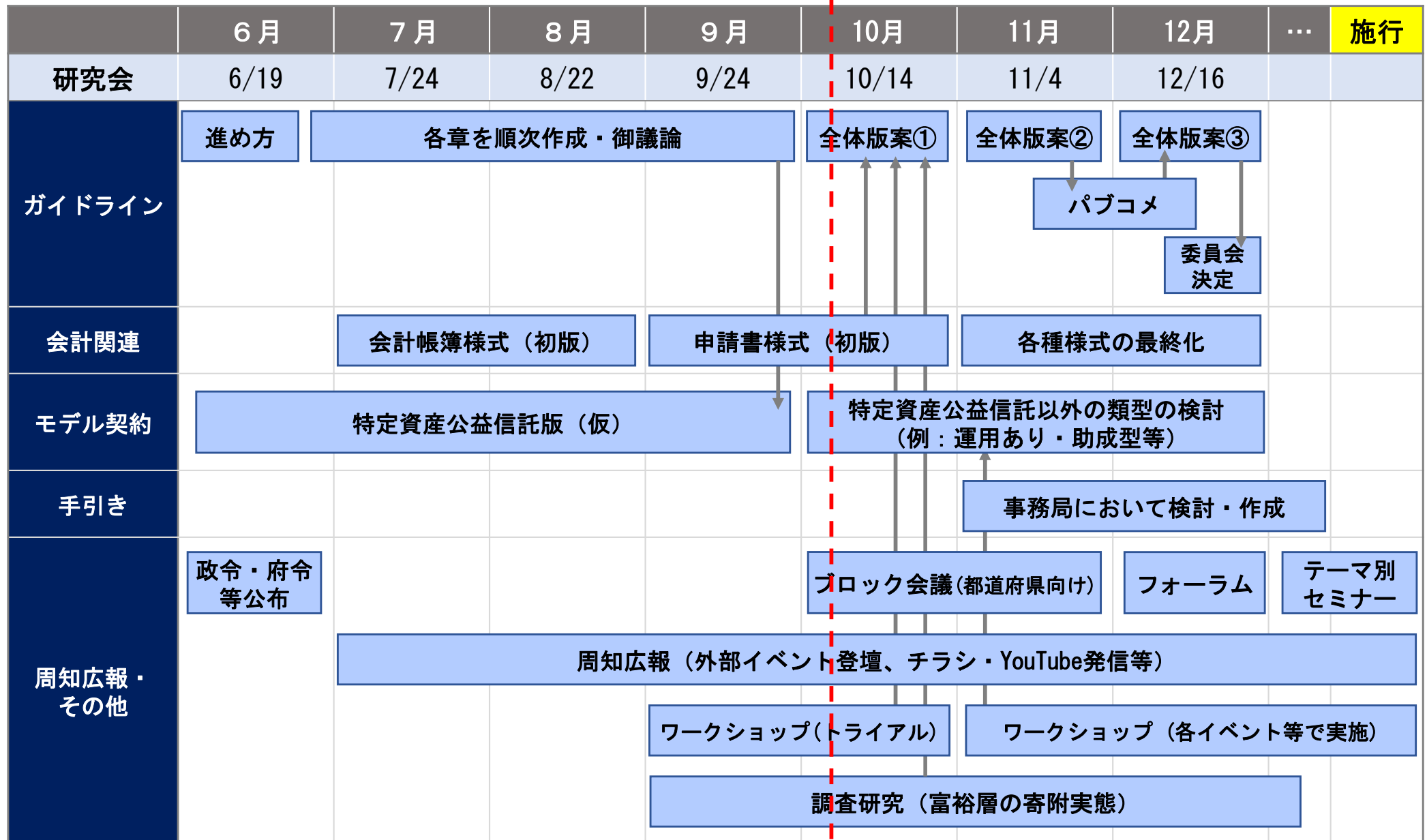
- ・ 不動産利活用の難しさ
 - ・ 参考となるガイドラインや先発のモデル事例の創発
 - ・ 公益信託の先行事例の紹介
- ▶ (内) 内閣府中心にガイドライン・HP等でのモデル発信
(民) モデル事例創発は民間側でも準備を進めていただきたい

契約・ 認可

- ・ NPO法で規定された資料の再利用など申請負担の低減
 - ・ オンライン申請の促進やチェックボックスによる紙の廃止
 - ・ 公益信託のQA集の検討
- ▶ (内) 申請様式や申請システムの要件において継続的に検討
-
- ・ 行政庁（都道府県）の認可基準が上がってしまう懸念
- ▶ (内) ガイドラインの明確化、透明性の確保
(認可・監督事例の開示) など

公益信託施行に向けた準備スケジュール

本日



5. 終わりに

内閣府公益認定等委員会事務局長
内閣府公益法人行政担当室長
高角 健志



全三回のワークショップ
ご協力ありがとうございました